告

示

目等の単位修得方法の一部改正..... 教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科

(義務教育課) ...

껃

土地区画整理組合の理事の退任......

(都市計画課)

:

≕.

教育委員会

公

告

第二千五百八十一号

号の規定により告示する。

一月二十三日 平成十八年 (月曜日)

右 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更....... の区域の指定..... 青森県都市計画法施行条例第三条第一項の規定による土地 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生...... 救急病院の設置...... 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出...... 生活保護法による医療機関の指定..... 告 目 同 示 次 出 (建築住宅課) ... (医療薬務課) ... 改団 基 課(納 同同 同 課 : 課祉 _ :: : :

青森県告示第三十七号

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

番町眼科 平成十八年一月二十三日 名 称 又 は 氏 名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第三十八号

トビル二階八戸市大字番町

五

名久井サンポー

平成二:

所 在 地

又

は 住 所

指定年月日

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

,	の 五	弘前市薬剤師薬局津軽	変更後
<i>'</i>	弘前市大字大町三丁目一〇	津軽薬剤師薬局	変更前
<u>\S</u>	_	弘前市薬剤師薬局土手町	変更後
压	弘前市大字土手町一八一の	土手町薬剤師薬局	変更前
変更年月日	所在地又は住所	名称又は氏名	区分

青森県告示第三十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次の指

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
マシィ 薬局グリーン・ファー がわ歯科医院	八戸市柏崎三丁目一三の二五弘前市大字城西四丁目一の一三	平成[4.10.11]

青森県告示第四十号

ıŚ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、 同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

名川病院民	名
健康保険	称
蔵二九	所
	在
	地
平成二十一年一月二十二日	認定の有効期限

青森県告示第四十一号

要件に適合すると認めたので、 の規定により公示する。 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次 同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四	発起人の住所及び氏名 (名称)
ウェッション ウェッタ ウェック ウェック ウェック マック マック マック マック マック マック マック マック マック マ	区域
者が行う漁業であった漁船による場所であり、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の地区のであり、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船により、一次の漁船を開いた。	区分

青森県告示第四十二号

定により土地の区域を次のとおり指定したので、青森県都市計画法施行細則 六年三月青森県規則第二十一号) 第十条第三項の規定により告示する。 青森県都市計画法施行条例 (平成十五年三月青森県条例第九号) 第三条第一項の規 (平成十

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

指定年月日

指定した土地の区域 平成十八年一月十六日

前田、 沢、大字倉内字切揚場、 上北郡六ケ所村大字出戸字前田、字棚沢、 字川向、字野附、 字前谷地、字谷地通、字家ノ上、字前田及び大字平沼字久 大字鷹架字向田、字後川目、 字岡畑、 字久保ノ内、字前田、字田ノ 大字尾駮字二又、字穴沢、字

保の各一部

青森県告示第四十三号

規定により告示する。 変更があったので、青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

<u>-</u> 1 2 売りさばき人の住所及び名称 変更内容 平川市中佐渡南田五四の二 尾上りんご商業協同組合 変更前の住所及び売りさばき場所 変更後の住所及び売りさばき場所 平川市中佐渡南田五四の二 南津軽郡尾上町大字中佐渡字南田五四の二

売りさばき人の住所及び名称 平賀りんご商業協同組合 平川市本町西宮一三六の

変更内容

売りさばき人の住所及び名称 変更後の住所及び売りさばき場所 変更前の住所及び売りさばき場所 南津軽郡平賀町大字本町字西宮一三六の一 平川市本町西宮一三六の

平川市柏木町東田九一 株式会社平賀自動車学校

2 変更内容

変更前の住所及び売りさばき場所 南津軽郡平賀町大字柏木町字東田九一

平川市柏木町東田九

変更後の住所及び売りさばき場所

売りさばき人の住所及び名称

四 1

三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二

名川町商工会

2 変更内容

変更前の住所及び売りさばき場所 三戸郡名川町大字斗賀字上平一三の三二

 (\Box) 変更後の住所及び売りさばき場所 三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三

青森県告示第四十四号

規定により告示する。 変更があったので、青森県証紙条例 (昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

平成十八年一月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

平川市本町西宮二一八の一

葛西 金光

二 変更内容

変更前の住所

南津軽郡平賀町大字本町字西宮ニー八の一

変更後の住所

平川市本町西宮二一八の

<u>2</u> (→) 変更前の売りさばき場所

南津軽郡平賀町大字本町字北柳田一二の

 (\Box) 変更後の売りさばき場所

平川市本町北柳田一二の一

公

土地区画整理組合の理事の退任

告する。 青森市浜田土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、公

平成十八年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

角田	氏
満男	名
青森市幸畑五丁目八の七	住
	所

教 育 委 員

会

青森県教育委員会告示第二号

に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法)の一部を次のように改正する。 平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号(教育職員検定による教科

平成十八年一月二十三日

青森県教育委員会教育長

が十つが付」に改める。 忌黙 (十三) 中「学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号」を「短期大

青

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

森

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

花 田 隆

則